

見積依頼書

下記のとおり見積を依頼します。

令和8年3月4日

支出負担行為担当官
東北管区警察学校庶務部会計課長
櫻井 康治

記

1 契約の内容

- (1) 契約件名 健康管理医委嘱業務
- (2) 内容ほか 別添仕様書のとおり
- (3) 契約履行場所 東北管区警察学校（宮城県多賀城市丸山一丁目1番1号）
- (4) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 見積書の提出

(1) 提出期限

令和8年3月18日（水） 17時15分まで

※見積書の提出は、持参、郵送、FAX及び電子メールを問わず、締切日時必着とし、郵送する場合は封筒の表に「(契約件名) の見積書在中」と必ず記載すること。

(2) 見積金額

見積金額は、「健康管理医委嘱業務」について、別紙のとおりに見積りし、総額（消費税込）を記載すること。

(3) 提出場所

〒985-0834 宮城県多賀城市丸山1丁目1番1号
東北管区警察学校 庶務部会計課 調達管財係宛

3 契約書等作成の要否

要

4 支払条件

履行完了後、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に届け出の日本銀行指定金融機関へ振り込む。

5 その他

- (1) 業務実施に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。
- (2) その他詳細については、担当係の指示に従うこと。
- (3) 本競争に係る落札決定及び契約締結は、令和8年度本予算に当該経費が盛り込まれるとともに、同予算が成立し予算示達がなされることを条件とする。

6 問い合わせ先

東北管区警察学校庶務部会計課調達管財係
電話022-366-2121（代表）

仕 様 書

- 1 契約件名
健康管理医委嘱業務
- 2 委嘱期間
自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日
- 3 職員数及び項目4業務内容における面接等実施人数
(1) 職員数 約53名(なお、職員数については変動する可能性がある。)
(2) 面接等実施人数 約20名(なお、実施人数については予定であり、変動する可能性がある。)
- 4 業務内容
人事院規則10-4(以下「規則」という。)に基づき、健康管理医として、東北管区警察学校(以下「当校」という。)職員の健康管理についての下記の業務を行うこと。
 - (1) 指導区分の決定又は変更
ア 健康診断又は面接指導を行った医師が健康に異常又は異常を生ずるおそれがあると認めた職員については、その医師の意見書及びその職員の職務内容、勤務の強度等に関する資料に基づき、規則に定める指導区分及び事後措置の基準(別添1)に応じて指導区分の決定を行う。
イ 職員の医療に当たった医師が指導区分の変更について意見を申し出た場合、その他必要と認める場合には、所要の資料に基づき、当該職員の指導区分の変更を行う。
 - (2) 健康診断又は面接指導の実施についての指導
ア 当校が健康診断を行う際に、その実施について当校の定める健康管理者(以下、「健康管理者」という。)に対し、必要な指導を行う。
イ 健康診断結果等に関連して、職員から申出があった場合は面接による保健指導を行う。
 - (3) 健康管理の記録の作成についての指導
当校が必要と認める際に、健康管理者に対し、健康管理の記録の作成についての指導を行う。
 - (4) 健康教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置についての指導
当校が必要と認める際に、健康管理者に対し、健康教育その他職員の健康の保持増進を図るための措置についての指導を行う。
 - (5) 職員の健康障害の原因の調査及び再発防止措置についての指導
当校が必要と認める際に、健康管理者に対し、職員の健康障害の原因の調査及び再発防止措置についての指導を行う。
 - (6) 職員の健康管理に関する業務で医学に関する専門的知識を必要とするもの
ア 当校が必要と認める際に、当校に来校し、1回1時間程度の健康相談を行う。なお、実施日は双方打ち合わせの上決定するものとする。
イ 当校が必要と認める際に、当校に来校し、職員の健康の保持増進を図るため、1回1時間程度の健康講話を行う。なお、実施日は、双方打ち合わせの上決定するものとする。
ウ 上記ア及びイの実施回数については、健康相談もしくは健康講話のいずれかを、毎月1回程度の実施を予定している。
 - (7) 心理的な負担の程度を把握するための検査等(ストレスチェック)の実施
ア ストレスチェックの実施者として、別に契約する検査結果から面接指導対象者の選定を行う。
イ 面接指導対象者が、面接指導を希望する場合は、面接指導を実施する。
ウ 健康管理者に対し、指導区分の決定の要否及び講ずべき事後措置の内容、必要に応じて職場環境改善に関する意見その他必要な措置に関する意見を述べる。
- 5 履行の確認
発注者側での業務完了の確認をもって履行の完了とする。
- 6 その他
(1) 健康管理医は、医師の資格を有している者であること。
(2) 健康管理医は、東北管区警察学校(多賀城市丸山一丁目1番1号)に来校が可能な者であること。

- (3) 健康管理医としての業務を実施するにあたり、当校が必要と認める際は、当校施設及び設備を使用することが出来る。
- (4) 業務実施に必要な当校施設の光熱水の使用料については発注者が負担する。
- (5) 健康管理医の委嘱は、文書をもって行うものとする。

7 一般事項

- (1) この仕様書は、業務の実施方法の概要を示すものであるから、業務の性質上、当然実施しなければならない事項はもちろん、軽微な部分で記載のない事項でも、自然付帯の業務等詳細については、担当者の指示に従うこと。
- (2) 本業務に関係の無い場所への立入りを禁止する。
- (3) 業務の実施に当たっては、法令、条例及び規則、担当者の指示並びに庁舎管理上の定められた注意事項を遵守し、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。
- (4) 損害を与えたとき、又は損害を与える恐れのあるときは、直ちに担当者の指示を受けるとともに、損害を与えたときは、受注者の負担で契約時の原状に復旧させること。
なお、緊急やむを得ないときは、直ちに必要な措置を行い事後遅滞なく担当者に報告すること。
- (5) 服装・名札・腕章等の着用により、受注者の勤務員であることを明らかにして認識できるようにすること。
- (6) 受注者は本仕様について疑義のあるときは、担当者に説明を求めることとし、見積書又は入札書提出後、仕様等の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (7) 契約代金及び項目6(3)及び(4)に定めるもの以外で、本契約を履行するにあたり必要となる費用等は、全て受注者が負担すること。

指導区分及び事後措置の基準

指 導 区 分		事 後 措 置 の 基 準	
区 分	内 容		
生活規 正の面	A	勤務を休む必要のあるもの	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務させない。
	B	勤務に制限を加える必要のあるもの	職務の変更、勤務場所の変更、休暇（日単位のものを除く。）等の方法により勤務を軽減し、かつ、深夜勤務（午後10時から翌日の午前5時までの間における勤務をいう。以下同じ。）、時間外勤務（正規の勤務時間以外の時間における勤務で、深夜勤務以外のものをいう。以下同じ。）及び出張をさせない。
	C	勤務をほぼ正常に行なってよいもの	深夜勤務、時間外勤務及び出張を制限する。
	D	平常の生活でよいもの	
医 療 の 面	1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関のあっせん等により適正な治療を受けさせるようにする。
	2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病・再発防止のため必要な指導等を行なう。
	3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	

[見積書記載要領]
 各社の見積書で結構ですが、以下のポイントを確認し作成してください。

見 積 書

見積書提出日を記載してください。

令和 年 月 日

東北管区警察学校 殿

下記のとおり見積り申し上げます。

消費税込の見積額を記載

例：
 仙台市**区*丁目*-*
 株式会社***
 代表取締役*****

社印
 社名・住所 電話
 代表者職名 代表者名 **代表者印**

合計金額 ￥〇〇,〇〇〇- (消費税込)

※押印省略可

※押印を省略する場合は、必ず代表者及び担当者氏名、連絡先を記載してください。

項目	規格	数量	単位	単価	金額
健康管理医委嘱業務		12	回	〇〇	〇〇
消費税					〇,〇〇〇
合計					〇〇,〇〇〇

消費税は円未満切り捨て